Journal of Wellness and Health Care投稿規程

（投稿資格）

１．投稿資格者は，次のとおりとする。

(1)　ウェルネス・ヘルスケア学会会則第５条第１項第１号に定める正会員とする。

(2)　Journal of Wellness and Health Care（以下「会誌」という）編集委員会が執筆を依頼した者

但し，共著者はこの限りではない。

（投稿の制限）

２．原稿は，未発表のものに限る。

（原稿の種類）

３．原稿は，邦文及び欧文の総説，原著，短報及びその他とし，次の内容に該当するものでなければならない。

(1)総 説　特定の研究領域について，特定の視点に基づき体系的に纏めた論文

(2)原 著　独創性のある結論の明確な研究論文，及び学術的な価値が高いと会誌編集委員会が認めた研究論文

(3)短 報 独創的であるが断片的な研究で，研究方法，操作，技術，装置の改良，新しい試み，あるいは応用等に関し簡単に表現した研究論文

(4)その他 研究，技術に関する参考資料及び解説・調査・集計・報告・症例報告等

なお，原稿の長さ及び引用文献・図表等の記載方法は，別紙執筆要領のとおりとする。

（倫 理 規 定）

４．人を対象とした研究では，ヘルシンキ宣言に基づき国及び所属機関等の定める倫理指針を遵守し，倫理的に十分に配慮された内容でなければならない。動物を対象とした研究では，動物の保護及び管理に関する指針の趣旨に沿ったものとする。また，その旨を本文中

に明記すること。

（受付期間）

５．受付期間は，別に定める。

（提出先）

６．原稿には，別紙の投稿届を添えて，会誌編集委員長に提出するものとする。

（原稿の採否）

７．原稿の採否は，会誌編集委員会が決定する。

（校正）

８．著者校正は再校までとし，校正刷を受領後３日以内に校正の上，会誌編集委員長に提出しなければならない。

なお，校正時における原稿の変更は認められない。

（著　作　権）

９．本誌に掲載された論文等の著作権は，ウェルネス・ヘルスケア学会に帰属する。

（発行）

10．会誌は，年２回（８月，２月）発行する。

（平成２９年４月１日改定）

（令和２年４月１日一部改定）